

令和 7 年 6 月 1 1 日

第 4 7 2 回白石市議会定例会議案書

目 次

報 告

報告第 1 号	損害賠償額の決定及び和解について	・・・ 2
報告第 2 号	令和 6 年度白石市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	・・・ 4
報告第 3 号	令和 6 年度白石市水道事業会計予算繰越計算書について	・・・ 8
報告第 4 号	令和 6 年度白石市下水道事業会計予算繰越計算書について	・・・ 11

議 案

議案第 32 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号） （白石市職員の育児休業等に関する条例及び白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）	・・・ 14
議案第 33 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号） （白石市市税条例の一部を改正する条例）	・・・ 17
議案第 34 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号） （平成 23 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の一部を改正する条例）	・・・ 25
議案第 35 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号） （平成 23 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例）	・・・ 28
議案第 36 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号） （白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	・・・ 31
議案第 37 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 7 号） （令和 6 年度白石市一般会計補正予算）	・・・ 33
議案第 38 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 8 号） （令和 6 年度白石市国民健康保険特別会計補正予算）	・・・ 34
議案第 39 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 9 号） （令和 6 年度白石市病院事業会計補正予算）	・・・ 35
議案第 40 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 10 号） （令和 7 年度白石市一般会計補正予算）	・・・ 36
議案第 41 号	白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等	

に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 . . . 3 7

議案第 4 2 号 白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 . . . 4 0

議案第 4 3 号 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 . . . 4 2

報 告

報告第 1 号

損害賠償額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 11 日

白石市長 山 田 裕 一

(写)

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項に規定に基づき、議会の議決により指定されている市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分とする。

令和 7年 4月11日

白石市長 山田 裕



強風災害による損害賠償金額の決定について

令和7年3月26日の強風災害により発生した物損について、下記のとおり損害賠償金額を決定する。

記

1. 損害賠償金額 462,616円

2. 損害賠償の相手方 住所：

氏名：

以上

報告第 2 号

令和 6 年度白石市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

令和 6 年度白石市一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 11 日

白石市長 山 田 裕 一

令和6年度白石市繰越明許費繰越計算書

令和7年6月11日
白石市長 山田 裕一

<一般会計>

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既定財源	左の財源内訳					一般財源					
						既 特	入 源	未 県	収 支	入 地		特 方	定 債	財 源	の 他	
										国						金
2 総務費	1 総務管理費	低濃度PCB機器等収集運搬処分事業	978,000	977,900									977,900			
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍の振替仮名記載に係る通知書作成業務	3,016,000	3,016,000									3,016,000			
3 民生費	1 社会福祉費	総合福祉センター冷凍機更新事業	40,606,000	40,605,400						40,600,000			5,400			
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対策給付金給付事業(住民税非課税世帯分)	19,616,000	19,615,688				国庫支出金 19,615,000					688			
3 民生費	2 児童福祉費	物価高騰対策給付金給付事業(子育て世帯加算追加分)	3,936,000	3,936,000				国庫支出金 3,936,000								
6 農林水産業費	1 農業費	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	304,008,000	304,008,000				県支出金 304,008,000								

左の財源内訳											
款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既定財源	収入	未収			特定債その他	一般財源
							国	県	入		
6	1	農業費 農業施設整備事業	31,977,000	31,977,000			県支出金 15,000,000		16,700,000		277,000
6	1	農業費 緊急自然災害防止対策事業	11,000,000	11,000,000					11,000,000		
6	2	林業費 みどりの少年団活動支援事業	1,038,000	1,038,000		1,000,000					38,000
6	2	林業費 小規模山地災害対策事業	9,300,000	9,300,000			県支出金 1,800,000		7,500,000		
8	2	道路橋梁費 緊急自然災害防止対策事業	163,500,000	163,500,000					163,500,000		
8	2	道路橋梁費 橋梁長寿命化対策事業	344,462,000	344,461,320			国庫支出金 188,575,000		138,700,000		17,186,320
8	2	道路橋梁費 交付金事業	8,168,000	8,168,000			国庫支出金 3,984,000		3,500,000		684,000
8	2	道路橋梁費 スマートインターチェンジ整備事業	265,247,000	265,246,858			国庫支出金 124,017,000		99,900,000		41,329,858
8	2	道路橋梁費 道の駅整備事業	497,884,000	497,883,202			国庫支出金 240,102,000		246,100,000		11,681,202

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳								
					既 特	収 入	未 収 入	支 出	金 地	特 方	定 債	財 源	
												国	他
8	3	河川費 河川浚渫事業	9,000,000	9,000,000						9,000,000			
8	4	都市計画費 白石沖西堀線街路事業	15,804,000	15,804,000	3,000		国庫支出金 7,752,000			6,900,000			1,149,000
8	5	住宅費 木造住宅耐震改修工事助成事業	1,100,000	1,100,000			国庫支出金 750,000						350,000
9	1	消防費 消火栓更新工事負担金	3,250,000	3,249,400						2,300,000			949,400
9	1	消防費 ハザードマップ修正事業	1,999,000	1,998,700									1,998,700
9	1	消防費 地域防災緊急整備事業	70,064,000	70,064,000			国庫支出金 35,030,000			11,900,000			23,134,000
10	3	中学校費 学びの多様化学校学習室エアコン設置事業	1,600,000	1,600,000									1,600,000
10	6	保健体育費 学校給食用米飯用容器更新事業	713,000	712,926									712,926

報告第 3 号

令和 6 年度白石市水道事業会計予算繰越計算書について

令和 6 年度白石市水道事業会計予算は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 11 日

白石市長 山 田 裕 一

令和6年度 白石市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源		
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	配水施設整備 事業	365,378,000	136,979,150	228,398,000	円	円	円	円	令和6年度 水単請-2 送水管 布設工事(1工区)
							137,599,400	90,798,600	850	工法検討及び道路管理者との 協議に不測の日数を要したた め
										令和6年度 水単請-7 半沢屋 敷前消火栓更新工事
										水公請-1の進捗に遅れが生じ 繰り越すこととなったため、付随 して行われる本工事も繰り越す 運びとなったもの
										令和6年度 水公請-1 水道管 路緊急改善事業配水本管更新 工事
										配水管布設位置の検討及び関 係機関との協議に不測の日数 を要したため

令和6年度 白石市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説 明
						既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源		
1 水道事業 費用	1 営業費用	アセットマネジ メント計画策定 業務	114,480,000	107,138,020	7,341,000			7,341,000	980	令和6年度 水単委-1 水道事業アセットマネジメント計画策定業務 業務を遂行する過程で対象施設に対する更なる詳細調査が必要となったため

報告第 4 号

令和 6 年度白石市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和 6 年度白石市下水道事業会計予算は、別紙のとおり翌年度に繰り越した
たので、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規
定により報告する。

令和 7 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

令和6年度 白石市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説 明
						既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源		
1 公共下水道事業費用	1 営業費用	浸水対策事業	56,454,000	24,621,998	20,000,000		17,705,000	2,295,000	11,832,002	令和6年度 下公委-3 白石市流域圏連公共下水道全体計画見直し業務 資料収集範囲を拡大したことにより、資料の取りまとめに時間を要したため
		ストックマネジメント計画策定業務	50,822,000	6,729,525	44,092,000		27,255,000	16,837,000	475	令和6年度 下公委-1 公共下水道事業ストックマネジメント策定業務 別に発注している管渠調査業務の進捗に遅れが生じたため 令和6年度 下公委-4 公共下水道事業既設管渠調査業務 作業に伴う交通規制の協議に不測の日数を要したため

議 案

議案第 3 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市職員の育児休業等に関する条例及び白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（専決第 2 号）

（令和 7 年 3 月 3 1 日専決）

令和 7 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員の育児休業等に関する条例及び白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(白石市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 白石市職員の育児休業等に関する条例（平成4年白石市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

(白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年白石市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 17 条の 3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

(白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市市税条例の一部を改正する条例（専決第 3 号）

（令和 7 年 3 月 31 日専決）

令和 7 年 6 月 11 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市市税条例の一部を改正する条例

白石市市税条例（昭和３０年白石市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第１８条の３中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第３３条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３５条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３５条の３の２第１項第３号及び第３５条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第３５条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３５条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウをエとし、

同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が
4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項の特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書

類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のものと巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものの

（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第26条（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第27条（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第28条（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第39条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第33条の2、第35条の2第1項ただし書、第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項の改正規定並びに次条の規定

令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定

令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の白石市市税条例（以下「新条例」という。

）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第33条の2及び第35条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第35条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の白石市市税条例

（以下「旧条例」という。）第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第35条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、白石市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- （1） 白石市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号

において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(都市計画税による経過措置)

第7条 新条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 3 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の一部を改正する条例（専決第 4 号）
（令和 7 年 3 月 3 1 日専決）

令和 7 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

平成２３年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成２３年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例（平成２３年白石市条例第８号）の一部を次のように改正する。

附則に次の２項を加える。

（令和７年度における国民健康保険税の減免措置の延長）

２５ 第１項から第３項まで、第７項、第９項、第１１項、第１３項、第１５項から第１７項まで、第１９項から第２１項まで及び第２３項の規定にかかわらず、第４条第３項に係る者の内、帰還困難区域及び上位所得層（世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和６年の国民健康保険法施行令第２９条の３第２項に規定する基準所得額を合算した額が、６００万円を超える世帯。この項において同じ。）を除く旧避難指示区域等（平成２８年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。）の被保険者については、令和７年度分についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成２３年度」とあるのは「令和７年度」と、第５条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成２３年度から令和６年度までの申請済者を除く。）」と、「平成２３年７月３１日」とあるのは「令和７年７月３１日」とする。ただし、平成２８年に避難指示区域等の指定が解除された上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者については、第４条第３項中「平成２３年度国民健康保険税額の全額」とあるのは「令和７年度国民健康保険税額の半額」とする。

２６ 第１項から第３項まで、第８項、第１０項、第１２項、第１４項、第１８項、第２２項及び第２４項の規定にかかわらず、第４条第３項に係る者の内、令和７年３月３１日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の被保険者等については、令和７年度分についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成２３年度国民健康保険税額の全額」とあるのは「令和７年度国民健康保険税額の令和７年４月分から９月分までに相当する月割算定額」と、第５条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成２３年度から令和６年度までの申請済者を除く。）」

と、「平成２３年７月３１日」とあるのは「令和７年７月３１日」とする。
。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 23 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例（専決第 5 号）
（令和 7 年 3 月 31 日専決）

令和 7 年 6 月 11 日

白石市長 山 田 裕 一

平成２３年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成２３年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例（平成２３年白石市条例第９号）の一部を次のように改正する。

附則に次の２項を加える。

２２ 第１項から第４項まで、第６項、第８項、第１０項、第１２項から第１４項まで、第１６項から第１８項まで及び第２０項の規定にかかわらず、第２条第４項に係る者の内、帰還困難区域及び上位所得層（地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（租税特別措置法第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令附則第１９条第２項に規定する特別控除額を控除して得た額）が６３３万円以上である者。）を除く旧避難指示区域等（平成２８年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。）の被保険者については、令和７年度分の保険料についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成２３年度」とあるのは「令和７年度」と、第３条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成２３年度から令和６年度までの申請済者を除く。）」と、「平成２３年７月３１日」とあるのは「令和７年７月３１日」とする。ただし、平成２８年に避難指示区域等の指定が解除された上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者については、第２条第４項中「平成２３年度保険料の全額」とあるのは「令和７年度保険料の半額」とする。

２３ 第１項から第３項まで、第５項、第７項、第９項、第１１項、第１５項、第１９項及び第２１項の規定にかかわらず、第２条第４項に係る者の内、令和７年３月３１日に指定が解除された旧帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の被保険者については、令和７年度分の保険料についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成２３年度保険料の全額」とあるのは「令和７年度保険料の令和

7年4月分から9月分までに相当する保険料額」と、第3条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から令和6年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「令和7年7月31日」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決第 6 号）
（令和 7 年 3 月 3 1 日専決）

令和 7 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白石市国民健康保険税条例（昭和３０年白石市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「６５万円」を「６６万円」に改め、同項第３項ただし書中「２４万円」を「２６万円」に改める。

第２３条第１項中「６５万円」を「６６万円」に、「２４万円」を「２６万円」に改め、同項第２号中「２９５，０００円」を「３０５，０００円」に改め、同項第３号中「５４５，０００円」を「５６万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ この条例による改正後の白石市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年度白石市一般会計補正予算（専決第 7 号）

（令和 7 年 3 月 31 日専決）

令和 7 年 6 月 11 日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年度白石市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 8 号）
（令和 7 年 3 月 31 日専決）

令和 7 年 6 月 11 日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年度白石市病院事業会計補正予算（専決第 9 号）

（令和 7 年 3 月 31 日専決）

令和 7 年 6 月 11 日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 4 0 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年度白石市一般会計補正予算（専決第 1 0 号）

（令和 7 年 4 月 1 7 日専決）

令和 7 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 4 1 号

白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年白石市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって市長が指定するもの

別表第2の1の項特定個人情報の欄に次のように加える。

（8） 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下、「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
別表第2の2の項特定個人情報の欄に次のように加える。

（7） 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の3の項特定個人情報の欄に次のように加える。

（8） 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の4の項特定個人情報の欄に次のように加える。

（3） 住登外者宛名情報であって市長が指定するもの

別表第2に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	（1） 住民票関係情報であって規則で定めるもの （2） 地方税関係情報であって規則で定めるもの （3） 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
------	---	---

		(4) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (5) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (6) 白石市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの (7) 白石市心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの (8) 白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの (9) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (10) 市長が保有する利用特定個人情報であって規則で定めるもの
6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって市長が指定するもの	(1) 住民票関係情報であって市長が指定するもの (2) 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する情報であって市長が指定するもの (3) 市長が保有する利用特定個人情報であって市長が指定するもの
7 市長	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議案第 4 2 号

白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年白石市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 4 3 号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年白石市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表を次のように改める。

区分	報酬額
選挙長	1日につき 12,200円
投票所の投票管理者	1日につき 14,500円
期日前投票所の投票管理者	1日につき 12,800円
開票管理者	1日につき 12,200円
選挙立会人	1日につき 10,100円
投票所の投票立会人	1日につき 12,400円
期日前投票所の投票立会人	1日につき 10,900円
開票立会人	1日につき 10,100円
不在者投票の外部立会人	1日につき 12,400円（従事時間が7時間以下の場合は、12,400円に従事時間を8.5で除した数を乗じて得た額）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を公示又は告示される選挙又は投票から適用し、施行日の前日までにその期日を公示又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。